

古代医療官人制の研究

樋口誠太郎

本書は、律令体制下における官職制度の中で「医師」いわゆる「医官」に焦点をあてて、「医師」が古代律令国家の中で、どのように養成され、登用され、活動したかということを変大きく探究されたものである。

新村氏の特色として、さまざまな文献を広く渉猟されて自己の見解の傍証とされている。

本書の構成は、全十二章、約四百頁におよぶもので、第一―三章までが律令体制下の「医師」の所屬とその役割を中心にならべられている。第四章は主として医療にたずさわるところの技術官吏の養成のためのカリキュラムについて、第五―六章は医師・針師・呪禁師・按摩師のしごとの内容、第七章と九章が律令体制下の官衙（中央及地方）におかれた医師について述べられ、第八章では薬物・薬園を中心にして薬物の流通、薬園における薬用植物の栽培、乳牛のことなどがみられ、第十章と十一章では当時「医師」という呼称は全て「医官」をさしているが、そのような官吏になつた人々の出自、待遇などを述べ、第十二章で中世の医療体制についてふれている。これは内容から推察するに、古代国家の中で構築された「医官」養成システムがその後どのように変ぼうしたか

という視点から付加されたものとみて良いであろうか。また別篇として古代医療の具体例として、蛭虫治・針灸治・湯治をとりあげ、古代の医療といえどもつばら、神仏の御靈験にすぎり「まじないごと」中心であったかのような錯覚におちいらぬよう実例を三例あげて説明されている。

本書の「みどころ」というか、特色をあげるとすれば、新村氏がこれまた発表されてきた論文等を参考に考えて、第四章「医療技術官の養成」と第九章「令制地方医療行政の成立と展開」にみられる「国医師」に關することがあたりではないかと考察する。

また、本書の個々の内容に關しその長、短を論ずれば際限はないと思うが、いくつの特記すべきものをあげるとするならば、第一は、はじめのところでも述べたが、文献、史料を数多くあつめそれをもとに自分の考えを述べていこうとする基本姿勢は正しいと思うが、「なんのために……」という目的や必要性がよくわからないものがあるのは、私の能力の無いためであろうか。第二は、第四章の例にみられるように、出土遺物としての「木簡」をとりあげていることは、従来同種の研究ではあまり重視されなかつたものに着眼しているということからすぐれている点であろうと思われ。欲をいえばもう少し量的にあつめて検討されること望ましかつたと考える。またそうすることによつて、もっと他の部分でも活用できる内容をもつたものも発見できるはずである。第三は前項とも関連するが、絵画資料をもう少し有効に利用すると内容が豊富になつたと思われる。文中に「病師紙」のこ

とが引用されているが、写真版などを用いるとより効果が高まったであろう。第四は新村氏が大変な努力を払って本書をまとめられていることは、一読すれば感じとれることであるが、ともすれば難解な語句の羅列になる古代史関係の研究では「よみ手」への心くばりとして「わかり易さ」への配慮が必要であろう。著者の好みか、その他の制約があったのか、私にはわからないが、意見を提示するものつとめとして、絵画、写真版のことと併せ気が付いたことなので最後に付記しておきたい。

(法政大学出版局・八五〇〇円)